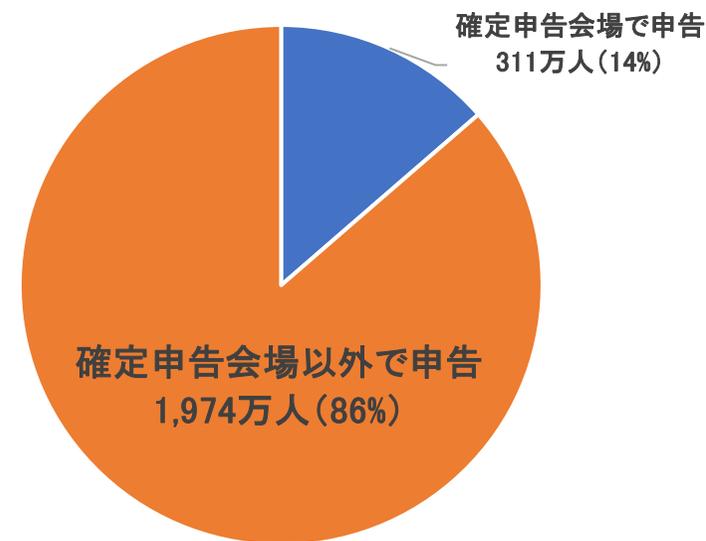
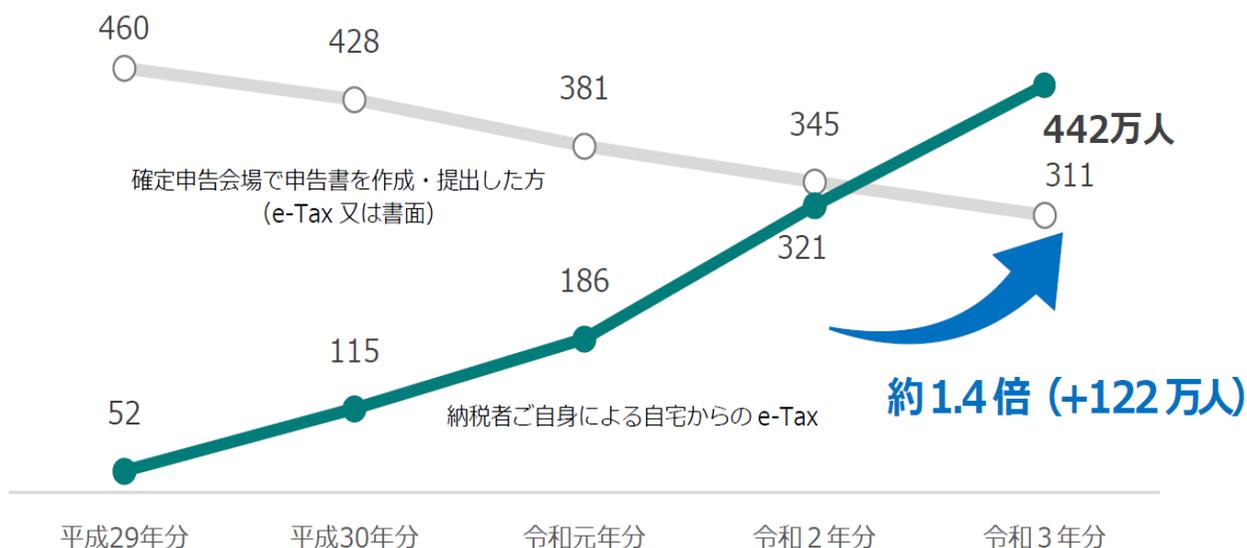


# 確定申告期における対応

- このように、確定申告については、自宅からパソコンやスマートフォンを利用し、e-Taxで手続きしていただくことを基本としているところ。
- 確定申告会場への来場や税理士への依頼をせず、自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方は、令和2年分の約1.4倍となる442万人で、約122万人増加。
- 自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方の数は、税務署の確定申告会場で所得税等の申告書を作成・提出した方の数を、初めて上回った。

## 確定申告は自宅からのe-Taxがスタンダードに

《自宅から納税者ご自身により e-Tax で申告書を提出した方の数の推移》



既に**86%**の方が、  
確定申告会場に来場せずに確定申告。

# 確定申告期における対応

- その上でも、なお、税務署が運営する確定申告会場での相談を希望される納税者に対しては、個々の事情に応じ、丁寧にサポートを行っている。

## 【国税庁ホームページにおける案内】

### 令和3年分確定申告期の確定申告会場のお知らせ

既に80%以上の方が、確定申告会場に来場せずに確定申告しています。

最大の感染対策は密を避けることです。ご自身やご家族の健康を守るためにも、確定申告会場へのご来場をお考えの方は、今一度、「自宅からのe-Tax」をご検討ください。

[→確定申告書の作成はこちらから](#)

令和3年分の所得税等の確定申告の相談及び申告書の受付は、令和4年2月16日(水)から3月15日(火)までです。

なお、3月16日(水)以降については、主に、新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難であった方向けに、申告等の相談を行っています。

確定申告会場への入場には整理券が必要です（申告書等の提出のみの場合は不要です。）。

[→入場整理券の詳細についてはこちら](#)

### 入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

**STEP 1** 国税庁を「友だち追加」

**STEP 2** 「相談を申し込む」を選択

**STEP 3** 税務署・希望日時を選択

**STEP 4** 申込完了→会場で提示

※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzeij」と検索しても友だちに追加できます。

**STEP 1** LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

**STEP 2** 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

**STEP 3** 税務署や来場希望日時を選択（申込は来場希望日の10日前から可能）

**STEP 4** 内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

※ 入場整理券については、作成済みの申告書を提出する場合など、相談を必要としない方は取得していただく必要はありません。

※ LINE公式アカウントからの事前発行は、1月11日以降、順次サービスを開始する予定です。

入場時にはこの画面をご提示ください

# 確定申告会場における対応

- 税務署が運営する確定申告会場(例年2月～3月に開設)では、多くの方がご自身で所有するスマートフォンや会場備付のパソコンを操作して申告書を作成・送信。
- 申告書作成に当たり所得税等の取扱いに関する質問がある場合や、スマートフォン・パソコンの操作に不明点がある場合は、都度、職員が対応。
- 相談会場での申告書の作成等が特に身体に負担になるなど、配慮が必要な来場者については、着座で相談が可能な個別相談コーナーへ案内し、職員が丁寧に対応。

## 申告相談会場

